

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第14号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第1 市町村（第2条関係）</p> <p>1～12 [略]</p>	<p>別表第1 市町村（第2条関係）</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 滝沢市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組 織</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td>本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校 校長 副校長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び中 学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校給 食セン ター 所長</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 の事務局</td> <td>書記長</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務 局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事 務局</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 [略]</p>	組 織	職 員	議会の事務局	事務局長	市長の 事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）	教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長		小学校 校長 副校長		及び中 学校		学校給 食セン ター 所長	選挙管理委員会 の事務局	書記長	監査委員の事務 局	事務局長	農業委員会の事 務局	事務局長
組 織	職 員																				
議会の事務局	事務局長																				
市長の 事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 室長 人事課の主査（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財務課の主査（予算の事務を担当する者に限る。）																				
教育委 員会の 事務局 等	事務局 教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長																				
	小学校 校長 副校長																				
	及び中 学校																				
	学校給 食セン ター 所長																				
選挙管理委員会 の事務局	書記長																				
監査委員の事務 局	事務局長																				
農業委員会の事 務局	事務局長																				
<p>16 滝沢村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組 織</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>村長の事務部局</td> <td>会計管理者 部長 課長 室長</td> </tr> <tr> <td>教育委 事務局</td> <td>教育長 部長 課長（担当課長を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	議会の事務局	事務局長	村長の事務部局	会計管理者 部長 課長 室長	教育委 事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）													
組 織	職 員																				
議会の事務局	事務局長																				
村長の事務部局	会計管理者 部長 課長 室長																				
教育委 事務局	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）																				

員会の		く。) 室長
事務局	小学校	校長 副校長
等	及び中 学校	
	公民館	館長
	学校給 食セン ター	所長
選挙管理委員会 の事務局		書記長
監査委員の事務 局		事務局長
農業委員会の事 務局		事務局長
17～32 [略]		17～32 [略]
別表第2 一部事務組合（第2条関係）		別表第2 一部事務組合（第2条関係）
1～19 [略]		1～19 [略]
20 雫石・滝沢環境組合 [略]		20 滝沢・雫石環境組合 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。